

4 合併手続

(1) 合併の流れ

法人が他のN P O法人と合併する場合、合併後の所轄庁に合併認証申請書を提出して、その認証を受けなければなりません。

法人は、認証の通知のあった日から2週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成して事務所に備え置くとともに、債権者に対して合併に異議があれば一定期間内に申し出るべき旨の公告を行わなければなりません。（なお、この異議申出の期間は2月を下回ることはできません。）

合併は、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じます。なお、登記を完了した法人は、所轄庁に合併登記完了届出書を提出する必要があります。

